

湖十系点印付囑の諸問題

——〈其角正統〉という演出——

はじめに

其角は元禄三年頃から「定推敲」・「掉舌」の点印（批点の際の印章）を使用しはじめ、以後、同十年に「花影上欄干」・「新月色」・「廻雪」に改刻、翌十一年には「一日長安花」・「洞庭月」・「越雪」を新刻する。さらに、同十五年には隠し点「半面美人」を披露して愛好者の作句意欲を大いに刺激、その爆発的な人気が点印作成・使用の大流行を引き起こした。そして其角没後、「花影上欄干」以下三印は貞佐へ、「一日長安花」以下三印は秋色、次いで湖十へと二系統（便宜上、前者をⅠ類印、後者をⅡ類印とする）に分かれて付囑¹され、点印は批点のためだけでなく、其角直系の正統性・權威のシンボルとして機能することとなる。

Ⅰ類印の付囑について、筆者は旧稿²で整理している。即ち、貞佐門流の有佐・二世平砂に付囑されたⅠ類印は、後継者貞喬の夭折等、紆余曲折を経て、東宇こと三世平砂（万葉庵）門の大名俳人、月村（大和郡山藩柳沢家第三代当主、保光）の手に渡る。こ

の付囑は月村の懇望によるものであり、其角点印のステイタスは、江戸座を後見する大名達の文化圏においても認められたのであった。

稲葉有祐

一方、Ⅱ類印、「半面美人」印を手中に収めた初世湖十（老鼠肝）は江戸座の一大勢力たる其角座を主宰、以下、歴世の湖十も点印付囑によって〈其角正統〉を継承していく。しかしながら、この湖十系の点印付囑には不明な点が少なくない。例えば、「半面美人」印について、勝峰晋風³は次のような問題を提起する。

半面美人の点印は琴の略形に四文字を彫入れた⁴けのもの、故人永機から伝来したものは現に向島の其角堂にあり、仄聞するに岡野知十氏も同一のものを獲られたさうであるが、『二葉集』の編者幻窓湖中の孫である常陸水戸在の本郷捨吉氏の許で、湖中所持の遺品に此の半面美人の点印があるの手に取つて見、同一の点印が三個まで現存するのを甚だふしぎに思つた事であつた。

其角座の系譜に連なる明治期の旧派俳人、其角堂永機が「半面美人」印を継承したことはある程度想定できるようにしても、なぜ、同

一の点印が複数存在したのだろうか。本稿では、歴世湖十の活動を追いつつ、その点印付嘱の特質、実態について考察したい。

一、其角から秋色への付嘱

まず、Ⅱ類印と秋色の付嘱について確認しておく。Ⅱ類印に關して、元禄十一年の其角歳旦帖『宝晋齋引付』紫之序文に次のようにある。

新梅^ニ舒^テ唇^ニ点^ツ五^ツ字^ノ之^ノ印^ヲ。(中略)耀^リ眼^ニ于^テ千^里之^長安^ニ馳^ス思^ハ於^テ一^日之^花洛^ニ。相^江波^暖三^三於^テ洞^庭臘^月。土^峰寒^残二^三於^テ越^路宿^雪。

改年にあたり、新たに刻された五字、三字、二字の点印はそれぞれ「一日長安花」、「洞庭月」、「越雪」である(其角の点印使用例は【図1】参照)。「宝晋齋引付」はこれら風雅な点印の披露も兼ねていたと見え、Ⅱ類印の文言を前書とした「一日長安花／鐘一ツうれぬ日はなし江戸の春 涉川(筆者注、其角)」、「洞庭月／松風に鶴をよぶ也屠蘇機嫌 心水」、「越雪／万歳や山姥つれて山廻り 枳風」の三物発句も掲載する。

点印半面美人の字を彫て琴形の中に備へたるを、はじめて冠里公の万句の御巻に押引め侍るとて、

春の月琴に物書はじめ哉

(『五元集』延享四年刊)

点印流行の火付け役となった「半面美人」印が披露されたのは、其角門の冠里(美濃加納藩安藤家初代当主、信友)の万句時である。この万句についての資料は乏しいが、『近世奇跡考』(文化元年序)は元禄十五年春の興行と考証している。

宝永三年の其角没後、Ⅱ類印は秋色に付嘱される(『綾錦』享保十七年刊)。其角の死は急であったため、どれだけ正式な付嘱であったかは不明だが、元禄三年の入門(同年刊行の『いつを昔』に「申習ひに／蜩とり早苗にならぶ女哉 女秋色」以下三句が載る)以後、其角編の俳書に悉く入集する愛弟子の秋色であれば、極めて妥当なことと考えられる。秋色は門弟の筆頭として、深川泉竜院其角七十七日追善百韻興行を主催し、同冬、沾洲、清流とともに其角遺稿を整理して『類柑子』を刊行、後、宝永五年二月十日の一周忌には深川芝山庵で追善百韻興行、正徳三年二月二十九日、深川長慶寺で追善百韻興行を催し七回忌集『石などり』を刊行、享保四年十二月、十三回忌には『類柑子』を再板する等、師の追善に努めている。

秋色によるⅡ類印の使用は『いぬ桜』(享保三年刊)の加点点部、

秋色 万国衣冠拜冕旒 一位牌

一日長安花 一 春やむかし

洞庭月 二 慈悲の帳・愷気

越雪 五 ワキ・百菊・あつ鬢・城・外の花・神の森

に確認できる。なお、『万国衣冠拜冕旒』は芭蕉葉の画に王維「和^二賈舍人^一早朝大明宮之作^三」の詩句を刻した秋色の点印である。

二、初世湖十(老鼠肝)の付嘱と(其角正統)

『近世奇跡考』の「其(筆者注、元禄十五年)後廿四年を過ぎ、秋色尼より、初代湖十に譲りけるとぞ」との記事によると、

秋色の没した年にあたる享保十年、湖十はⅡ類印を手にする。秋色の死に際し、点印を付嘱したのがなぜ湖十であったのか、詳細は伝わらないが、秋色七回忌追善集「俳太郎」（享保十七年刊）午寂序文に「嚮秋色之骨肉羅^テ災窮散。糊^ニ口于木者菴^ニ憐愍懇^ニ至^ル」とあり、なんらかの災禍に遭った秋色親子は湖十から援助を受けていたらしい。おそらくその縁によるのである。『綾錦』に「湖十（略）先師点印、秋色ヨリ附属ス」と記され、点譜には隠し点「半面美人」印及びⅡ類印の「一日長安花」（十点）、「洞庭月」（七点）、「越雪」（五点）が確認できる。

湖十は曾氏、後、深川氏。謙堂、亀休板、木者庵などと称し、後、老鼠肝（老鼠・鼠肝とも）と号する。ただし、『俳家奇人談』（文化十三年刊）に「この人容貌異体なり。落髪して髭の長さ尺余、身には法衣を着し、頸には頭陀袋を掛けたり。かく奇怪の出立にて、平生都下を徘徊す。その性冷飲を好んで、天目に酒一湛をもつて度とす。醒ればまたのむ。ゆゑに人その醒たる時を見る事なし」と伝えるように、少々癖のある人物であった。

それは湖十の活動が本格化した『二のきれ』（正徳三年刊）からも窺える。同書は、其角の七回忌に参加できなかった湖十が、秋色の『石などり』にもれた句の拾遺として編んだ俳書なのだが、『半面美人』印を披露した句会で、其角発句に湖十が脇を付けたという次のような記事が載る。

半面美人
印

百句下略

春の月琴に物かくはじめ哉

其角

桜にかゆき鶴のいたゞき

湖十（以下二十五句）

これに対し、白石悌三氏は「元禄十五年の時点で晴れの賀会に、並居る常連をさしおいて初参加の湖十が脇をつとめたとは、にわか信じがたい」、「邪推するに、これは冠里の脇句をさしかえたものではあるまいか」と疑義を唱えている。『二のきれ』を見ていくと、確かに氏と同様の疑いを持たざるを得ない点がある。例えば、其角からの直接の指導を強調し、「遙二むかしあまりの冬一日、湖十にも教んとて」との前書を付した「いまくまを時雨、比はあれぞかし 其角／そぎ袖さむき花の水仙 湖十」や、湖十句に其角が「半面美人」をほめかした句を付けたとする「男むかしそれよこれよと書たれば 湖十／半面の美に柱あやかれ 宝晋齋」など、にわかには信用しがたい記述が散見する。加えて、Ⅱ類印の語句を前書とした「一日長安花／極つて鐘売レぬ日は花の留主 沾徳」、「洞庭月／秋毫に紫式部書たりな 清流」、「越雪／越の簑自在にきゆる零哉 堤亭」の発句群など、点印に関する記事も目立つ。沾徳句には「右、晋子（筆者注、其角）が鐘ひとつといひし元日の口号による」との注記があり、確かに長安の繁栄を江戸にうつした『宝晋齋引付』の其角句を意識して詠んだものと考えられるが、或いはこれらの題で湖十が出句を依頼したものかもしれない。

さらに言うと、湖十は『二のきれ』刊行の理由を、越路に旅行中で七回忌追善が出来なかったため（同書中の記事「予、踏^テ越路雪難^ニ経^ル月飯^ニ武陽^ニ」）と述べるが、前年の夏には湖十は名古屋の東鶯^ウ歓迎の世吉に江戸で参加しており（『たつのうら』享保十九年刊）、後、上方に滞在した形跡（『二のきれ』中の上方や三

河・尾張・駿河連衆により贈られた追悼句）はあるとしても、越路に赴いた記事は見当たらない。これは其角点印「越雪」を効かせた文飾なのではないか。つまりとところ、『二のきれ』には、点印（「半面美人」印やⅡ類印）に関する言及や、湖十による（其角正統）との自己主張が、追善という面に勝って目に付くのである。

其角点印、特に「半面美人」印は人気があり、淡々も付嘱を望んでいたといわれる。『二のきれ』刊行は、同門俳人に対する牽制であり、自らの存在を（其角正統）に位置付けるためのアピールであったと考えられる。

点印付嘱後、湖十は其角十七回忌集『月の鶴』（享保八年刊）、『其角二十三回忌集』（仮称、享保十四年刊、柿衛文庫蔵）を刊行し、着実に其角追善をこなしていく。そして、門人らに「其角点印、秋色預りテ、暫芭蕉家ヲ勤ム。湖十、上方下向之後、秋色ヨリ右之点印、湖十江渡ス」（『宗祇戻』宝暦四年刊）と吹聴し、其角点印の後継者たる秋色を、一時的に保管していただけの存在として扱い、あたかも初めから自身が正統の継承者であったかのように振る舞い始める。

三、二世（巽窓）の付嘱と点印の複製

享保十八年、永機こと巽窓が二世湖十を襲号、それに伴い初世湖十は老鼠肝に改号する。点印付嘱もこの時で、『鳥山彦』（元文元年刊）巽窓点譜には「半面美人」印、Ⅱ類印が記載されている。また、同点譜には芭蕉葉の画に孟叔異「夏雨」の詩句「檐声和シ

月落ツキ芭蕉ハハ」を刻した「芭蕉」印（十五点）が追加される。

巽窓は村瀬氏。甲府の人。江戸で俳諧を湖十に学び、二世襲号の年に師の養子となる（『夢跡集』所収「二世湖十伝」、天保四年頃成）。存義・米仲らと結び一世を風靡した『江戸二十歌仙』（延享二年刊）の中心人物として知られる。

享保末期は、例えば十七年冬に松路が父の表徳、羊素を継いだことを筆頭として、十八年春には和推が調和号を、和推の息和交が和推号を継承、如格が四世立志を襲号（『鳥山彦』）、一方、同十八年に祇空、翌十九年に貞佐ら前代の俳人が次々と物故するなど世代交代が著しく、俳系の正統性に対する意識の高まってきた時期である。そのため、『綾錦』・『鳥山彦』で江戸宗匠系譜を掲げた沾涼に対し、系譜の認識を異にする沾洲が『親うぐひす』（享保二十年刊）で「近年、猥りに宗匠の系図を定め版行せしめ己が世渡りにして、其の血脈を違へ、他国を犯し、胡論コロンの書あり。悲しき業なり」と批判する事態も起きている。

また、同時期は、享保十四年の二十三回忌を契機に盛り上がりを見せた其角の顕彰運動の只中にある。其角を追慕した俳書は数多く出版されており、巽窓も同十八年、旧知の才牛（二代目団十郎）親子と箱根に遊び、『新山家』（貞享三年刊）に做う『犬新山家』（享保十八年刊）に同道、二十年には『花摘』に做う句日記『続花摘』を編み、元文四年には其角三十三回忌集『角文字』を刊行している。当時、江戸俳諧の祖と位置付けられる其角の存在感は絶大であった。

このような時代潮流にあって、湖十らの所持する「半面美人」印、Ⅱ類印が（其角正統）たる物証として並々ならぬ威力を発揮

したことは容易に想像出来る。異窓はこの「其角正統」という地位と点印を金科玉条として、着々と地盤を固めていく。

ただし、異窓が勢力を伸ばす過程には、湖十系の点印付嘱における大きな問題を孕んでいた。水戸藩家老の太田湖中（別号、見龍）編『俳諧雪月花』（元文元年序）の異窓序文を次に挙げる。

予、木者庵（筆者注、老鼠肝）より其道統を伝ふるに、晋子点印、雪月華の文字を古篆にうつして考評にあらはし侍りしが、其後、今用る所の楷書、雪月華の印に改む。ふるき盤に、此門に学ぶ人の深知にして家流を継の志あらば、付与しつたへんと思ひし時、水府見竜公、年月の琢磨疎ならず、懇望し（鼠肝の）まふことひさし。よつてかの篆文の印共に四章珠案に呈す。

同書は、其角流に心酔していた湖中が、其角の「道統」を継ぐ異窓から点印を譲られた折の賀集なのだが、その序文には瞠目すべき記述がある。異窓は文脈を巧妙にぼかしているが、其角点印を篆書体に複製して使用していたところ、それを楷書体に改めたので、以前用いていた点印を湖中に譲った、というのである。序文に「晋子点印、雪月華」とあるので、湖中に付嘱された点印にあたるものは、「雪月華」が各々の印字として刻されるⅡ類印と考えるのが妥当であろう。

ここで、湖十襲号、Ⅱ類印付嘱以前の異窓点譜を『綾錦』に確認してみると、「曾 永機 かくし点 沉香亭 月雪 十五 五字 花十 三字 月七 二字 雪五 長 三 丸 二」とある。隠し点の「沉香亭」、「月雪」（十五点）の他、五字印「花」、三字印「月」、二字印「雪」がある。具体的な印面は記されていないが、これらがⅡ類印の篆書に相当するものか。一方、『鳥山彦』老鼠

点譜を見ると、隠し点「不尽」に続き「長安花 十、（筆者注、点） 雪月 七、」と記されており、異窓へ点印を付嘱した後も関わらず、印面にⅡ類印と関連する文言を使用している。

どうやら、老鼠・異窓は点印という「物」によって「其角正統」という権威を可視化しつつ、且つ自らの地位、権益を損ねぬよう、点印を複製して門人に譲渡していたらしい。

点印の複製はⅡ類印のみにとどまらない。『五元集』の編者、旨原は「春の月琴に物書はじめ哉」句に「半面の印安藤家に残り。湖十印はにせものなり。そうかんと云者作る」と注している。「そうかん」は鼠肝、即ち老鼠、安藤家とは、「半面美人」印を披露した冠里の安藤家を指す。もし、旨原の発言が正しいとすると、「半面美人」印は、其角没後から冠里のもとにあり、世に出ることはなかったことになる。確かに、Ⅱ類印を付嘱した秋色の点譜を思い起こしてみても、現時点では「半面美人」印の使用が認められない。真相は謎ながら、「そうかんと云者作る」という言葉に注目するならば、湖中に付嘱されたⅡ類印の複製問題とも整合性が生まれてくる。

四、三世（風窓）の其角座経営

延享三年の異窓没後、風窓が三世湖十を襲号する。風窓は江戸の人。初号、木髪。異窓の養子となり、犬長者・露入道・扇笠院・老鼠・雷吼坊などと号する（『夢跡集』所収「三世深川湖十伝」）。木髪号で『江戸二十歌仙』にも参加している。

風窓の点印付嘱の正確な年代は不明だが、おそらく襲号と同時に

期であろう。『眉斧日録』初編（宝暦二年刊）自序に「晋子没後、老鼠これを得て、巽窓、これを風窓につたふ」とあり、同書点譜には「半面美人」印、Ⅱ類印、巽窓の「芭蕉」印が確認できる。

ただし、風窓は同序文に「しばらく加ふるに、一二の印章をもてす」とも述べ、点印の種類を大幅に増加させている。新刻された点印は、同書点譜によると、「藁印」・「蓬萊美人」・「三山」、さらに無条件の勝ち（点譜「得之主不論甲乙可為勝」）を示す「比翼」である。「比翼」は「長恨歌」の詩句「在天願、作比翼鳥」／在_レ地願、為_二連理枝_一／天長地久有_レ時尽、此恨綿綿無_二絶_一期_二」を典拠とする印で、印面には「天長地久」と刻される。

他にも、風窓加点的『霜の庵』（上田市立上田図書館花月文庫蔵）を見ると、秋色の「万国衣冠拜冕旒」印の使用が認められ、『俳諧觸』後編（明和七年刊）、風窓点譜【図2】では「橋立図」（二十五点）、「巖嶋図」（三十点）、「富士図」（四十点）等の点印が用いられる。

前句付を中心とする江戸雑俳の隆盛期にあたる宝暦当時、同じく其角座で、『眉斧日録』に先駆けて高点付句集『武玉川』を大ヒットさせた紀逸もまた、例えば最高の二十五点で見ると、「主寿昌」（初編、寛延三年刊）、「不騫不崩」（五編、宝暦三年刊）、「王母林」（九編、同六年刊）、「蟋蟀入牀語」（十編、同年刊）、「動向窓前読」（十二編、同八年刊）とめまぐるしく点印を改め、新味を出すことに成功している。点数の褒賞に様々な種類を設け、飽きさせることなく巧みに興味を煽動する風窓の点印は、顧客獲得に極めて有効であったと考えられる。紀逸・万立・秀億・庭台・田社らと各草庵で月次句会を定期的に興行『巻藁』宝暦三年刊、

『誹花笑』同七年刊）するなど、風窓は旺盛な活動を見せ、其角座を盛り立てていく。

そして、安永時には、次代、四世湖十のための経営強化に乗り出す。四世の晋窓は始め雪中庵蓼太門で完車と号し、後、風窓門に入った人物で、別号、黄花庵・歛雷・晋吟・孫笑（『夢跡集』所収「四世深川湖十伝」他）。『増補童的』六編（安永四年序）に「其角座 老鼠 湖十改 湖十 歛雷改」とあり、同年に晋窓は湖十を襲号、風窓は老鼠と改号する。相前後して点印の付嘱が行われており、『俳諧觸』後編後訂本（同三年刊）の晋窓点譜【図3】にⅡ類印等が確認できる。

さらに、風窓は、晋窓に実績を積ませるため、秋色（二世。別号、野菊）連名で『花実集』（同四年刊）を江戸、花屋久治郎から出版させる。自らは後見として、序文に、次のような出版経緯を記す。

そのかみ、晋子上京の折から、落柿舎に謁して一編の滑稽あり。ついで誹諧の大意をしめす清談ありしに、遠く是をしらず。爰におゐて秋色・歛雷、そのおもむきをゑらみて、さくら木に模し、天下不朽にしらしめんとす。

即ち、『花実集』は、未だ世に知られていない、其角と去来の俳談を筆記したもので、それを「其角正統 風窓湖十」（序文）が保証付で刊行した、由緒正しい書だとの触れ込みである。風窓の主張が真実ならば、極めて重要な書ということになり、その宣伝効果は抜群だろう。

しかしながら、同書は俳話の大部分が同年三月、京都の井筒屋庄兵衛・橋屋治兵衛より刊行された『去来抄』の論に一致し、し

かも同書の去來の言の多くを其角の發言としてすり替えた、其角を權威付けるための偽書とされる。つまり、風窓は、『花実集』を編集させることで、〈其角正統〉としての晋窓を世に認知させようと目論むのであった。

以後も、風窓は其角座の中で実権を持ち続ける。『安永七年歳旦』（富山県立図書館志田文庫蔵）冒頭に「かはらず風窓・晋窓の蓬萊にかざりものして」と風窓の名が挙がるのはその証左であるし、同書に「去年は風窓師の印を譲られ、としぐの悦、此迄の冥加にも叶たるならん／この葉に実をも結ぶや花の春（調明一）鼠開」とあるのは、風窓が点印の伝授権を握り続けたことを示唆する。どの点印かは不明ながら、晋窓ではなく、風窓によって付嘱が行われた事実から、その影響力は依然として大きかったことが窺われる。

そして、風窓の後見になる其角座は、やがて特殊な経営形態をとるようになる。晋窓と同様に、Ⅱ類印の付嘱された宗匠が現れるのである。『俳諧鱷』後編後訂本を見ると、晋窓の他にも秋色【図4】、宝井らが楷書体のⅡ類印、恋稲が篆書体のⅡ類印を所持している。湖十らが点印を複製していたことは前述したが、ここで留意すべきは、其角座の宗匠全員に其角の点印が付嘱されたわけではないということである。他に紀逸、沢来、嵐々らの宗匠が所属するが、彼らはⅡ類印を持っていない。

これらを整理して考えると、其角座は、実権を掌握する〈其角正統〉の風窓を頂点として、その継承者たる晋窓と、Ⅱ類印を付嘱した宗匠、さらにその他の宗匠という組織によって運営されていたと推測される。

宗匠もむかしは万句をして、点者になるが法式じゃが、近年は料理を振まふて、こそくとしまふが、法式の様になり、評物といへば番丁へ吉原といふ付合でも、しらぬ兒で高点をかけ、世捨人が牽頭持の行作をして、初春には鬨斗目をきて、年始の御しうぎを云込む。（『当世穴さがし』明和六年刊）

宝曆・明和期、町人層の飛躍的な経済成長を背景として、俳諧愛好者の人口は増大、それに伴い、俄宗匠が巷に溢れるようになった。対し、風窓は点印という物証で〈其角正統〉の權威を顕示、その点印の複製・付嘱によって座内の秩序を整え、組織を強化することで、経営の安定を図ったのだと考えられる。

五 寛政期の混迷 — 四世（晋窓）の夭折と五世（九窓） —

風窓の勝れた経営手腕により順調かに見えた其角座であるが、安永九年、風窓が没したことで事態は急展開を見せる。おそらくⅡ類印を持つ宗匠達の中で均衡が崩れたのだろう、『俳諧鱷』六編（天明元年刊）に晋窓・野菊・恋稲・宝井・為裘・石腸・吉雲の七名を擁した其角座は、同七編（同四年刊）にはⅡ類印を付嘱していた宝井・恋稲が離脱、同八編（同六年刊）では同じく秋色、さらに為裘が姿を消し、残る宗匠は晋窓・石腸・吉雲の三名と、一挙に弱体化した。加えて、寛政元年五月二十七日に晋窓も急逝（『夢跡集』）、湖十系は断絶する。そのため、寛政期には、湖十系統の点印、〈其角正統〉を巡って、種々の混乱が生じた。以下、略述する。

晋窓の没した翌年の寛政二年、「半面美人」印等を手にしたの

は、白雄門の常世田長翠である。『在し夜語』（寛政七年刊）によると、白雄は江戸座の春來に師事したこともあったという。また、天明頃、江戸座の俳風は蕉風化して、五色墨派との相互交流が見られるようになる。長翠の点印付囀はその縁にもよるのであろう。同年七月十四日付の信州戸倉社中宛白雄書簡に「都久装坊（筆者注、長翠）事、晋窓湖十なくなり候あとへ贅夫（筆者注、入り婿）に遣候。これや其角叟正統にて候。則、其角叟半面美人及点譜も伝ひ候て、人もしり候菴にて、此たび点譜ともつくも坊うけつぎ候」と報じている。安永九年頃の白雄江戸定住後、門弟達は天明二年の春鴻をはじめとして相次いで立机し、白雄一門は勢力を拡大していた。長翠の付囀も其角座の落魄に乗じた戦略であったと考えられる。

しかし、寛政三年の白雄没後、長翠は〈其角正統〉よりも白雄の師系を優先し、早々に春秋庵に入ってしまった。そこで、翌四年に其角座が再建され、「ことし、其角伝來の書ならびに点印をうけつぎ、専に其角風をこのむと見へたり」（『俳諧鱧』十一編、同年刊）と記される湖十（白雪庵）が宝井とともに現れる。この湖十は、『俳諧人物便覧』（安政三年以前成）に「石腸 白窓、後、白雪菴湖十」とあり、晋窓の没した寛政元年に百万座へ移籍した（『俳諧鱧』十編、同年刊）白雪庵石腸かと思われる。が、『俳諧人物便覧』には「後有故除世代」とも記載されており、石腸は何かの理由によって五世とは認められなかったらしい。

一方、『俳諧鱧』十一編を見ると、一漁側末尾に「嵐々庵 橋 大坪 鼠肝」及び「武蔵坊 其角正統 晋 月叟」と、初世湖十の号、鼠肝を名乗る人物や〈其角正統〉を称する月叟が出現する。

鼠肝は雁字庵嵐々（『俳諧人物便覧』）。『俳諧国づくし』（寛政二年刊）跋文によると、元禄十四年生で「六才の時、宝井氏の膝に抱れし人なり。晋子古人と成てのち深川鼠肝に隨身す」という。其角没後、老鼠に師事、他にも淡々と交流した古老俳人で、安永期には風窓経営の其角座にも所属していた。晋窓没後には夫水と本所側を設立（『俳諧鱧』十編）、後、寛政四年（当時九十二才）に一漁らと合流する。湖十号を継承した石腸と見解の相違があり、対立したということか。

月叟は四世一漁門。『たねおろし』十六編（寛政二年刊）に「晋子のながれなる松窓主人に入門の歎びをのぶる／雨露で増す人の恩あり室の梅 月叟」とある。〈其角正統〉に強い関心を持ち、一漁（『俳諧鱧』十三編、同九年刊）で「晋子五世」を称する）や鼠肝に与した新参宗匠なのだろう。月叟は宝井氏を名乗り（同十二編、寛政七年刊）、篆刻ながら、Ⅱ類印・芭蕉印・万国衣冠拜冕旒」印を入手（同十三編点譜【図5】）している。

右のような混乱は、寛政八年十月十二日の鼠肝物故（『新選俳諧年表』）、五世湖十（九窓）の進出によって、収束に向かうこととなる。『屠龍之技』（文化十年刊）所収「みやこどり」（寛政五年から八年夏頃に成る）に「木髪が湖十と名改するに」との記事がある。木髪こと九窓は、『俳諧鱧』十二編では、白雪庵の其角座消滅に伴い移籍した宝井とともに平砂側に所属し、同十三編で宝井が二世風窓を名乗るのと同時に湖十を称した。同書点譜【図6】によると、印影が其角や歴世湖十とは異なるが、楷書のⅡ類印・「半面美人」印・「蓬萊美人」印・「芭蕉」印・「万国衣冠拜冕旒」印・「比翼」印を所持、同十四編（同十年刊）には、宝井を

筆頭にしつづ「其角座湖十側」を復興する¹⁵。寛政期の江戸俳壇は混乱を極め、「今の俳諧、蜂の如に起、麻の如にみだれて、その糸口をしらず」（『軽拳館句藻』所収「千束の稲」同十三年正月の条）といった状況であったが、この頃から江戸座内に月叟の名を見掛けることはなくなり、対立は解消されていく。

おわりに — 六世（昇窓）の付嘱と大名文化圏 —

以上、湖十系統の其角点印付嘱について概観した。歴世湖十は（其角正統）の名のもと、点印を巧妙に複製し、それを付嘱（実態としては印字の使用権許可と言った方が適切か）することで勢力の拡充を図っていた。中には風窓のように点印の付嘱によって座内秩序の組織化を試みる者もいた。寛政期に混乱を生じたとはいえ、複製という手段によって「湖十（或いは老鼠）」が伝授権を掌握し続けるこの点印付嘱のシステムは、実力者に統制されるならば、座側運営の有効な方法となる。

享和二年、九窓に次いで湖十を襲号した六世の昇窓は、この湖十系点印付嘱の特質を極めて効果的に活用した人物である（昇窓の点譜は【図7】参照）。昇窓は御三卿の清水家に仕えた経歴があり、豊富な人脈を持っていた。そこで、数多の貴顕に点印を付嘱、大名文化圏への活路を切り開いていく。

例えば、『湖十句集』（文化十二年から文政二年にわたる昇窓の発句書留、東京大学総合図書館酒竹文庫蔵）に「文化十二極月廿六日、長州の君^江用来る印点并派翁の真蹟を奉るとて／早咲や曳る、樹屋も冥加もの」とある。「長州の君」とは大名俳人、露朝

（長門萩藩毛利家第十代当主、斉熙^{なりひら}）を指す。点印を付嘱され、歓喜した露朝は、自著『はなむしる』（文化十三年跋）の自跋に「二世宝斎（筆者注、昇窓）が花押を譲りうけしに、そのま、蔵し置くも本意なければ、俳友に百の巻を乞集め、これに押そめて弘るはしとせり」と記して、いよいよ昇窓に親炙するのである。

他にも、諸国の大名、旗本、幕臣や富裕町人、俳諧宗匠らの点譜六百余を貼り交ぜた俳諧点印譜『於之波奈嘉々美』（文化十年頃成）を見ると、大名階級ではⅠ類印の所持者、月村はじめ、栄枝（上総久留里藩黒田家第五代当主、直方）や維嶽（蝦夷松前藩第九代松前家十三代当主、章広）、御高家衆では金稲（大沢右京大夫）ら、総計、実に二十余名にわたり、Ⅱ類印等の点印付嘱のあったことが確認できる（『於之波奈嘉々美』Ⅱ類印等付嘱表【参照】）。今世は俳諧宗匠「三百人もこれ有よし」（小川頭道著『塵塚談』文化十一年成）と点著がひしめく中、昇窓は点印の付嘱によって大名俳人達との関係を築き、門葉の裾野を広げる。同時に、座内の宗匠、螺窓永機¹⁶、木髪、宝井にも点印を付嘱し、結束を固め、其角座を再び繁栄に導くのであった¹⁷。

注

（1）付嘱とは、原義的には、仏教語で教義を伝授することをいう。フシヨクとも読むが、『下学集』に「付嘱、譲与義也」、『日葡辞書』に「Fuzocu 知識・教義とか技芸とかを他人に伝えること」とある。『綾錦』、『鳥山彦彦』では「附属」、『宗祇戻』では「付属」とも表記されている。これらは厳密な使い分けがなされていないと考えられる。

(2) 拙稿「其角の点印付嘱が語るもの」柳沢文庫蔵点印譲り状の紹介を兼ねて」(『立教大学大学院日本文学論叢』第八号、二〇〇八年八月)

(3) 勝峰晋風「点、批点の概念及び点印の解説」(『俳句講座』第七卷、改造社、一九三二年)

(4) 池田俊朗氏「早野家蔵「其角点巻」紹介」(『俳文藝』第十一号、一九七八年六月)に「半面美人」印の使用が認められる。ただし、印影は未掲載。

(5) 白石悌三「湖十覚書」(『俳文学論集』笠間書院、一九八一年)。「江戸俳諧史論考」九州大学出版会、二〇〇一年に改題、再録)

(6) 今熊野のこと。句は謡曲「融」の詞章「今熊野とはあれぞかし」、「まだき時雨の秋なれば」を踏まえる。

(7) 『日本古典文学大辞典』(岩波書店)「淡々」の項(桜井武次郎氏執筆)。また、白石氏(5)によると、淡々は「二のきれ」出句に抵抗感があったらしく、同書の企画が秋色公認のものかと自身の追悼句前書(「此春の撰者(筆者注、『石などり』編者の秋色)の筆をかしたるにや」)で念を押している。

(8) 『雪月花』序文には「四章」の点印が湖中に付嘱されたところある。Ⅱ類印だけでは三類にしかないが、同書所収の「三つのものとみに揃ひ、いよく、此道の茂り盛り栄へ久しからんことを賀し侍るのみ」と前書する老鼠の句「三つ渡る雁哉帯てん雪月花」等から推測すると、もう一顆は其角が長点の代わりとした「雁字」印か。「雁字」は江戸座でも多数の俳

人が使用する印である。また、『宗祇戻』によると、「木者庵湖十始之点印付属」として、風光にも「雪月花」が付嘱されたという。

(9) 旨原の口述を門人の牛門が筆記したとの識語を持つ『五元集』を大野洒竹が旧蔵しており、その本を底本として伊藤松宇が『五元集』(明治書院、一九三二年)を出版している。

(10) 有馬徳氏「幻窓湖中の業績」(『国語と国文学』第三十一卷第十二号、一九五四年十二月)、同氏「幻窓湖中」(筑波書林ふるさと文庫、一九八三年)によると、太田湖中は「芭蕉」印・「半面美人」印も入手したらしく、それらが天明二年に近藤湖中(水戸藩士、近藤敬忠助五郎)、寛政十一年に幻窓湖中(水戸藩士、岡野重寿の二男)、天保二年に杜年(水戸藩士)、同年の杜年急死を受けて岡野重礼(幻窓湖中二男)に付嘱され、弘化二年、本郷則正(養子、幻窓美彦)以後、本郷家に伝来するという。勝峰晋風の見た「半面美人」印の一はこの点印である。なお、『昔の橋』(寛延四年跋)に、太田湖中に付嘱された「雪月花」印が子の籀龍に譲渡されたとの記事があるが、こちらの点印の行方については未詳。

(11) 一方、老鼠と改号した風窓の点譜には「長安花」(十点)、「雪月」(七点)と刻した印が見られる。

(12) 『古事記布履路』(寛政三年頃成)に「○其角は秋色より鼠肝と伝はり、其後湖十に正統連綿たりと雖も、近頃湖十にて暫く絶す」とある。寛政期以降の其角座の動向については旧稿「六世昇窓湖十伝」(江戸座俳諧と大名文化圏)、『立教大学日本文学』第一〇五号、二〇一〇年十二月)において考察したこ

とがあり、以下、やむを得ず重複する部分がある。なお、旧稿では白雪庵と五世湖十の九窓を同一人物と考えたが、本文で述べるように、別人とした方が妥当であろう。

(13) 長翠の点印付嘱について、矢羽勝幸氏『定本・加舎白雄伝』

(郷土出版社、二〇〇一年、936～938頁)は『在し夜語』の記事に言及し、白雄の「この初学時代と湖十嗣号問題は密接な関係を持つはずである」と述べる。

(14) 玉蟲敏子氏『都市のなかの絵 酒井抱一の絵事とその遺響』(星雲社、二〇〇四年)の指摘。なお、抱一自筆の俳文日記『輕拳館句藻』(静嘉堂文庫蔵)には「みやことり」が欠落している。

(15) 一方、同じ頃に、『晋子七世』(『類柑子新序』寛政八年刊)を称する独立の宗匠、千束其爪(三代目十寸見蘭洲)にもⅡ類印・「半面美人」印が付嘱される(『俳諧鱷』十四編)。『近世奇跡考』には「木者菴の寛政壬丑(筆者注、十)年、六世雪窓湖十より其爪菴二附属ス」とある。「雪窓」の号は未詳ながら、時期的に九窓からの付嘱か。

(16) 『俳諧鱷』二十四編(文政二年序)の宗因座に一度「むさし坊 宝井月叟」の名が出るが、その他、表立った活動は見当たらない。

(17) 昇窓の事蹟については(12)中の拙稿を参照。

(18) 加藤定彦編『日本書誌学大系 第七十八巻 俳諧点印譜』(青裳堂書店、一九八八年)に影印複製がある。

(19) 螺窓永機の「半面美人」印は、子の其角堂永機に伝わることとなる(『俳諧み、な草』明治十四年刊)。

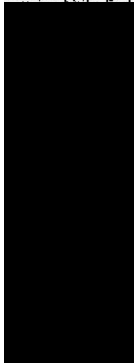
(20) 『六世木者庵湖十伝』(東京大学総合図書館知十文庫蔵)によると、昇窓の点印は、晩年の天保四年夏、七世湖十の宛窓に付嘱される。

※本稿をなすにあたり、資料の閲覧等に御高配を賜った諸機関各位に厚く御礼申し上げます。また、公益財団法人、柿衛文庫には図版掲載を許可いただいた。併せて深謝申し上げます。

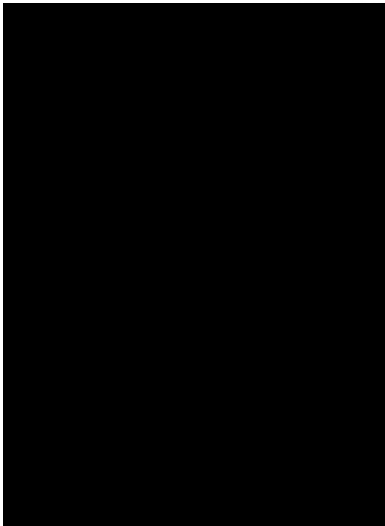
(いなばゆうすけ 本学兼任講師)



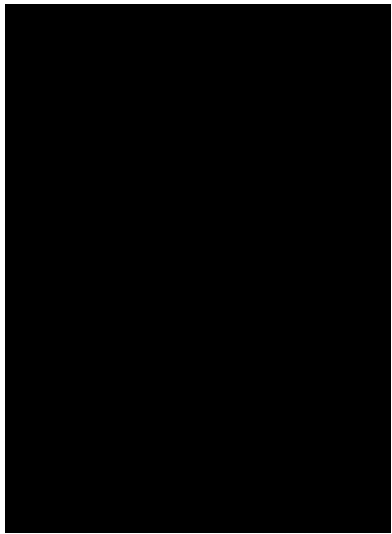
【図2】『俳諧鱷』後編・風窓点譜



【図版】
【図1】Ⅱ類印／柿衛文庫蔵「其角加点点譜」の巻



【図4】『俳諧鱷』後編後訂本・秋色点譜



【図3】『俳諧鱷』後編後訂本・晋窓点譜

【図5／『俳諧鱧』十三編・月叟点譜】



【図6／『俳諧鱧』十三編・九窓点譜】



【図7／『於之波奈嘉々美』昇窓点譜】



※図2・3・4は鈴木勝忠編『雑俳集成』第一期 第十卷 明和江戸高点付句集』（東洋書院、一九八五年）、図5・6は同編『雑俳集成』第二期 第二卷 江戸高点付句集3』（東洋書院、一九九〇年）、図7は加藤定彦編『日本書誌学大系 第七十八卷 俳諧点印譜』（青裳堂書店、一九八八年）より転載。

『於之波奈嘉々美』Ⅱ類印等付囑表

俳号	俗名・役職等	一日長安花	洞庭月	越雪	半面美人	万国衣冠拜冕旒	蓬萊美人	梅声和月落芭蕉
	(大名貴顕俳人)							
月村	天和郡山藩主、柳沢侯光	○(楷書)	○(楷書)	○(楷書)	○(楷書)	○(篆書・枠無)	○(篆書)	
金福	御高家衆、大沢右京大夫	○(楷書)	○(楷書)	○(楷書)		○(篆書・枠無)	○(篆書) × 2 (枠有・無)	
露朝	長門萩藩主、毛利斉熙	○(楷書)	○(楷書)	○(楷書)		○(篆書・枠無)		
春潮	大沢図書	○(楷書)	○(楷書)	○(楷書)		○(篆書・枠無)		
蘭盾	常府中藩、武井伊藤太	○(楷書)	○(楷書)	○(楷書)		○(篆書・枠無)		○(楷書)
行露	曾我伊賀守藩、秋山匠作	○(楷書)	○(楷書)	○(楷書)		○(篆書・枠無)		
松守	百人組与力、岡田惣右衛門	○(楷書)	○(楷書)	○(楷書)		○(篆書・枠無)		
龜遊	井関弥右衛門	○(楷書・枠無)	○(草書・枠無)	○(草書・枠無)		○(篆書・枠無)		○(草書)
栄枝	上総久留里藩主、黒田直方	○(草書)	○(草書)	○(草書)		○(草書)		
籬之	和泉屋友兵衛	○(篆書)	○(篆書)	○(篆書)		○(楷書)		
維嶽	蝦夷松前藩主、松前章広	○(篆書)	○(篆書)	○(篆書)		○(篆書)		○(篆書)
九下	御留守居、井関留之助	○(篆書)	○(篆書)	○(篆書)		○(篆書)		
里藤	中山勘解由藩、伊藤貞	○(篆書)	○(篆書)	○(篆書)		○(篆書)		
永峨	浪士、古谷伊兵衛	○(篆書)	○(篆書)	○(篆書)		○(篆書・枠無)		
糸頂	麻生藩、加藤生柔	○(篆書)	○(篆書)	○(篆書)		○(篆書・枠無)		
湖龍	御目付介、牧野康布	○(篆書)	○(篆書)	○(篆書)		○(篆書)		○(篆書)
花園	岡部内記	○(篆書)	○(篆書)	○(篆書)		○(篆書)		○(篆書)
一雅	館山藩、大羽弾司	○(篆書)	○(篆書)	○(篆書)		○(篆書)		
蒼湖	西尾勝太郎藩、西尾右門四郎	○(篆書・枠無)	○(篆書・枠無)	○(篆書・枠無)		○(篆書)		
是又	北條藩、和合次右衛門	○(篆書・枠無)	○(篆書・枠無)	○(篆書・枠無)		○(篆書)		
永布	朝比奈左近	○(篆書)	○(篆書)	○(楷書・枠無)		○(篆書・枠無)	○(篆書) × 2 (枠有・無)	
苦舟	豊岡藩、坂本直記			○(楷書・枠無)				
	(其角座宗匠)							
水機	黄花庵	○(楷書)	○(楷書)	○(楷書)		○(篆書・枠無)		
木髪	凌雲庵	○(楷書)	○(楷書)	○(楷書)		○(篆書・枠無)		
宝井	風窓	○(篆書)	○(篆書)	○(篆書)		○(篆書)		